

⚠ 未成年者(17歳以下)の受診について

中学校卒業相当以上・17歳以下

保護者が受診を承諾している場合は、保護者の同伴なく受診をしていただけますが、電話にて保護者に承諾の確認を行う場合があります。

中学生

原則、保護者の同伴をお願いします。教員など保護者以外の方が同伴している場合、同伴者に対し「保護者への受診の連絡と承諾を得ていること」を確認いたします。再診かつ「処方切れのため、続き分の処方のみ希望」「同意書を必要としない軽微な処置」の場合に限り、1人で受診可能といたしますが、保護者に承諾の確認をさせていただきます。

小学生以下

原則、保護者の同伴をお願いします。教員など保護者以外の方が同伴している場合、同伴者に対し「保護者への受診の連絡と承諾を得ていること」を確認いたします。

緊急時

その場で適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危機があると医師が判断する場合は、保護者の承諾なしに診断・治療を開始いたします。